
目 次

告示

○博物館に相当する施設の指定について..... 3

告 示

北海道教育委員会告示第11号

博物館法(昭和26年法律第285号)第29条の規定に基づき、次のとおり博物館に相当する施設として指定した。

平成27年2月24日

北海道教育委員会委員長 中 村 隆 信

- 1 設置者
夕張市
- 2 名称
夕張市石炭博物館
- 3 所在地
夕張市高松7番地
- 4 指定年月日
平成27年2月10日

